

基本目標1 美しい芦屋を守るため「市民マナー条例」をもっと周知しよう キーワード「知らせる」

No.	評価(仮)	取組	実施状況	【指標】とH26~28年度の回数詳細	今後の展望・課題	A班	B班
1	○	広報紙(環境特集号・アシヤニュースレター)等を利用した情報発信	・定例の広報紙 ・環境特集号 ・アシヤニュースレター(在住外国人向け)	【発行回数】 ◆(広報紙)H26推進計画策定1回、バーベキュー1回、お困りです課要望トップ3記事1回 H27犬のお散歩ルール2回 H28バーベキュー1回 ◆(環境特集号)毎年度6月に1回 ◆(アシヤニュースレター)H26条例全般1回 H28犬のお散歩ルール1回	今後も広報紙等を可能な限り活用していく。	○	
2	○	ホームページを利用した情報発信	<市ホームページ> ・キャンペーン等、イベントごとに更新、注目バナーも活用 <事業所等のホームページ> ・市民まつり協議会 ・神戸芸術工科大学	【更新回数・リンク先数】 ◆毎年度 イベント毎に更新 ◆リンク先 2箇所 (アクセス数はH26年度は1,448、H27年度は3,000、H28年度は11/24時点で1,560)	・更新回数も重要だが、アクセス数に繋がる工夫が常に必要 ・事業所等のホームページでのリンクを増やすことについては、今後の課題	○	
3	○	広報チャンネル(ケーブルテレビ)を利用した情報発信	・あしやトライあぐる特集年1回	【実施の有無】 ◆H26 1回 ◆H27 1回 ◆H28 1回(H29年2月放映予定)	今後も広報番組を可能な限り活用していく。	○	
4	△→ ○	まちナビを利用した情報発信	・バーベキュー記事等掲載	【更新回数】 ◆H26 バーベキュー3/26~1回 マンガ啓発3/16~1回 ◆H27 バーベキュー4/1~と3/25~計2回 推進協力店募集2/6~1回	掲載回数少	○	
5	○	メディアを利用した情報発信	・神戸芸術工科大学との取組等が新聞記事として計5回掲載	【利用メディア数】 ◆H27 読売新聞3回・日本経済新聞・毎日新聞	新聞に限定せず、魅力ある取組を行い、取り上げてもらえるよう工夫していく。	○	
6	○	交通機関を利用した情報発信	・阪急バスアナウンス ・阪急バス電照広告 ・JR芦屋駅啓発パネル設置	【実施の有無】 ◆バスアナウンス毎年度実施 ◆バス電照広告H28実施 ◆啓発パネル設置H27実施	阪急電鉄・阪神電鉄との連携も検討	○	
7	△	市職員に向けた市民マナー条例の周知	・新人職員向け研修 ・工事発注者職員向け周知 ・啓発うちわ、庁内放送	【実施の有無】 ◆H27 新人職員研修1回 ◆H28 工事発注者職員向け研修1回 ◆啓発うちわ 毎年作成 ◆庁内放送 毎年実施(バーベキュー、犬、たばこ)	今後も様々な場面で市職員へ周知を行っていく。	△	
8	○	啓発チラシ等の作成	・まんがチラシ作成(神戸芸術工科大学)	【発行回数】 ◆マンガ H26 4万枚 H27追加 ◆チラシ H26 増刷2種類2回各4千枚、増刷4千枚 H28各4千枚	子どもから高齢者まで手に取って見ていただけるような身近で分かりやすいチラシを作成していく。	○	
9	○	啓発チラシ等の配布	・コミスクのイベント活用 ・キャンペーンでの配布 ・新聞折込 ・市民課窓口で転入者向けに配布	【配布協力団体数】 ◆コミスク全9団体 ◆H26 JT、愛護協会 H27 朝日ケ丘(9月) H28 三条町自治会、芦屋ハ일랜드自治会	事業所等への説明や依頼の仕方に工夫が必要	○	
10	△	民間も含めた地域活動団体(自治会、事業所、NPO団体等)の機関紙を利用した情報発信	・商工会会報の活用 ・自治会掲示板を活用(啓発標示)	【協力団体数】 ◆17団体(16自治会及び商工会) (自治会掲示板配布数181枚)	今後の展開に課題あり	△	
11	○	啓発看板、路面表示等による周知	・のぼり旗に代わる啓発標示板等の設置	【設置数】 ◆自立式看板141枚、A4/A3サイズ看板94枚、路面タイル273枚 ポールステッカー54枚 など合計約630箇所	・景観等への配慮からも設置数を増やすことだけを指標にするかについては課題あり ・犬のマナー啓発オリジナル路面タイルの作成・設置(犬のお散歩マナー向上モデルロードの検討)	○	
12	△→ ×	公用車へのステッカー等の掲示周知	・公用車(1台)に「歩きタバコ禁止」ステッカー掲示	【設置数】 ◆1台	デザイン性に優れたステッカーを作成し、多くの公用車に設置できるよう工夫する。 (委員意見) →啓発物をローテーションさせる等工夫要 →使用する文字を手書きにする等工夫要	×	
13	△	イベント会場等でのアナウンスによる周知	・さくらまつりでのアナウンスを実施。	【放送回数】 ◆さくらまつり1日数回	アナウンスに限定せず、各種団体のイベント会場を活用させていただけるよう協力を仰ぐ。	△	

太枠内は推進計画(前期)の「重点プロジェクト」

※課題には下線を引いています。

基本目標2 マナーを守る 美しい心を子どもの頃から育もう キーワード「学ぶ」

No.	評価(仮)	取組	実施状況	【指標】とH26~28年度の回数詳細	今後の展望・課題	A班	B班
1	×	教職員に向けた市民マナー条例の出前講座	未実施	【学校数】 ◆未実施	小学校3年生で学ぶ教材「わたしたちのまち芦屋」の改定が平成29年度より始まるため、市民マナー条例についても掲載いただくことを踏まえ、教職員の方を対象に条例の内容や理念等を理解してもらうための説明会等を行う。		×
2	△	子どもに向けたマナーの出前講座	・平成26年6月のわかまちクリーン作戦実施日に合わせ、子供向けにわるタンを呼んでマナーショーを実施 (関連)子どもが多く参加するコミスクの夏祭り等のイベントで啓発物の配布や声掛けを実施	【開催数】 ◆H26 1回	子供向けの漫画やチラシ等の作成及び配布を検討。講座については課題あり。		△
3	△	市民マナー条例に関するポスター等の募集	・環境施設課実施の小中学生への環境に関するポスター(夏休みの課題)のうち市民マナー条例関係の作品の一部をホームページに掲載	【掲載数】 ◆H26 8枚 ◆H27 9枚 ◆H28 11枚	別途、市民マナー条例単独でのポスター募集を検討(絵の苦手な子どもも参加できるよう神戸芸術工科大学学生による技術指導も検討)。		△

基本目標3 市民マナー条例の推進に向けた市・市民・事業者の一体的な取組みを強化しよう キーワード「行動する」

No.	評価(仮)	取組	実施状況	【指標】とH26~28年度の回数詳細	今後の展望・課題	A班	B班
1	☆	民間も含めた地域活動団体(自治会、事業所、NPO団体等)への啓発講座の実施	・三条町自治会会合での出前講座実施 ・コミスク連絡協議会会合での市民マナー条例の紹介	【団体数】 ◆H27 1団体 ◆H28 1団体	・市民マナー条例単独で会合等の時間を割いていた ことに課題あり ・10分程度の短時間の講座や他の所管課との連携を検討。		☆
2	☆	まちかどキャンペーンの実施	・地域と一体となった啓発パトロールキャンペーン(朝日ヶ丘コミスク)	【実施回数】 ◆H27 1回	今後も特にお困りの地域を募り、パトロールキャンペーンを積極的に行う。		☆
3	○	芦屋わかまちクリーン作戦等との協働キャンペーンの実施	・自治会やコミスクの祭りでのキャンペーン ・平成26年6月に子供向けにわるタンを呼んでマナーショーを実施 (再掲)	【参加協力者数】 ◆H26年度/1回2人 H27年度/7回のべ13人 H28年度現時点/9回のべ27人 ◆H26 マナーショー17人	今後はクリーン作戦時ではなく、主催者の環境衛生協会との連携を検討する。		○
4	△	事業所等のイベントとの協働キャンペーンの実施	・J T(日本たばこ産業)と芦屋動物愛護協会と市によるマナー協働キャンペーンの実施	【参加協力者数】 ◆H26 事業所(J T)2人、芦屋動物愛護協会6人と犬5匹、美化推進員7人、市4人(合計19人と犬5匹)で啓発グッズ配布数約1520。	事業所等のイベントでの協力はハードルが高く、まず市民マナー条例の取組への理解を得るための説明の仕方に工夫が必要		△
5	☆	地域と一体となった啓発パトロールの実施	・地域と一体となった啓発パトロールキャンペーン(朝日ヶ丘コミスク) (再掲)	【地域数】 ◆H27 1回	今後も特にお困りの地域を募り、パトロールキャンペーンを積極的に行う。(再掲)		☆
6	×	市民マナー条例に関する標語等の募集	未実施	【応募数】 ◆未実施	川柳等も含め、実施方法を検討(委員意見)募集する際の工夫 ①家族で一緒に考えてもらう②テーマ別に募集する。また、マナー条例を理解してもらうことが前提として必要。		×

基本目標4 市民マナーの向上に向け、継続的に取り組む仕組みを創ろう キーワード「つなぐ」

No.	評価(仮)	取組	実施状況	【指標】とH26~28年度の回数詳細	今後の展望・課題	A班	B班
1	○	(仮称)市民マナー条例推進協議会の設置	H26芦屋市市民マナー条例推進連絡会設置	【実施の有無】 ◆毎年度3回ずつ実施	引き続き、年3回程度実施する。		○
2	○	啓発キャンペーン等の実施の計画立案	・駅前でのキャンペーン ・コミスク等のイベント(各小学校)でのキャンペーン ・季節や目的により啓発グッズ(うちわ、カイロ、ウェットティッシュ等)も工夫	【実施の有無】 ◆H26 9回実施 ◆H27 15回実施 ◆H28 23回実施(暫定)	・喫煙マナーについては、近隣市でも同様の課題があるため、キャンペーンの同日実施等検討する。		○
3	×	環境美化などの市民マナーの向上に寄与している団体及び個人への感謝状の贈呈	未実施	【実施の有無】 ◆未実施	各協力団体での取組がさらに浸透した時点で、改めて候補団体・個人の選考を行うこととする。		×
4	○	市民マナー条例のあり方や市民マナー向上に関する施策の調査・研究	・先進市視察(横浜市、東京都港区) ・阪神6市喫煙マナー研究会立上げ(H28)	【実施の有無】 ◆H27 視察1回実施 ◆H28 視察1回実施(予定)、J Tによる喫煙マナー啓発講義(予定)	今後も先進市や近隣市の状況の把握に努め、参考とする。		○
5	○	市民マナー条例に規定された禁止事項に対する巡回警備	・夜間花火警備 ・バーベキュー、犬警備 ・プレジャーボート警備	【実施の有無】 ◆毎年度実施	違反行為の状況の変化等に合わせ、効果的な警備となるよう随時見直しを検討していく。		○
6	○	市民マナー条例に規定された禁止事項に対する指導	・喫煙禁止区域による過料徴収 ・歩きタバコ・放し飼い注意	【実施の有無】 ◆毎年度実施	マナー指導員の巡回範囲をさらに広げ、ニーズにできる限り対応する。		○

太枠内は推進計画(前期)の「重点プロジェクト」

※課題には下線を引いています。